

《株式会社エフエム東京 第411回放送番組審議会》

1. 開催年月日:平成 26 年 9 月 2 日(火)
2. 開催場所 :エフエム東京 本社 10 階 大会議室
3. 委員の出席:委員総数6名(社外6名 社内 0 名)

◇出席委員(4名)

横 森 美 奈 子 委員長 渡 辺 貞 夫 委員
香 山 リ カ 委員 西 田 善 太 委員

◇欠席委員(2名)

内 館 牧 子 委員 秋 元 康 委員

◇社側出席者(9名)

富木田 代表取締役会長
千 代 代表取締役社長
唐 島 専務取締役
石 井 常務取締役
平 常務取締役
山 科 常勤監査役
村 上 執行役員 編成制作局長
延 江 編成制作局 ゼネラルプロデューサー(オブザーバー)
宮 野 編成制作局 編成制作部長

◇社側欠席者(1名)

藤 取締役 マルチメディア放送事業本部長

【事務担当 村上放送番組審議会事務局長】

4. 議題: 番組試聴 (約29分)

ピート・シーガー追悼特別番組 『野に咲く花は、少女の胸に』
2014 年 5 月 28 日(水) 26:00～28:00 放送

＜議事内容＞

議題 1: TOKYO FM 放送基準 一部改正についての審議

民放連で放送基準の一部改正がありました。これに伴い、TOKYO FM 放送基準を一部改正することを審議し、承認をいただきました。詳細は別紙の通りです。

議題2: 最近の活動について

■日本放送文化大賞・日本民間放送連盟賞 東京地区代表作品に3番組が選出

日本民間放送連盟が主催する平成26年度の【日本放送文化大賞】のラジオ番組部門で東京地区審査会が開催され、TOKYO FM 制作「これからを見つめて～LOVE & HOPE 3年目の春だより～」が東京地区代表に、また【日本民間放送連盟賞】でも、ラジオ教養番組部門で「ピート・シーガー追悼特別番組『野に咲く花は、少女の胸に』」、さらにラジオエンターテインメント番組部門で「前略、倉本聰様～小山薫堂からの贈りもの」、2部門で TOKYO FM 制作番組が東京地区代表として選出されました。両賞とも各地区選出作品が中央審査会で選定され、グランプリ等の表彰は、11月5日開催の「民間放送全国大会(民放大会)」の式典席上で行われます。

■Skyrocket Company 「東京ヤクルトスワローズ大応援スペシャル」企画を実施

働く若者たちを応援する“ラジオの中の会社”『Skyrocket Company』（毎週月-木 17:00～19:00 放送）では、17,000 ダウンロードを突破した番組公式アプリの活用や定期的なイベントの開催によって、番組を核としたリスナー・コミュニティを強化、拡大しています。

この夏は7月25日(金)、「東京ヤクルトスワローズ大応援スペシャル」と題した、神宮球場での「東京ヤクルトスワローズ vs 横浜 DeNA ベイスターズ戦」観戦企画にリスナー社員約400人が参加しました。この企画では、番組リスナー特別応援シートを確保し、揃いのオリジナルコラボ T シャツのついたチケットを販売。スワローズファンを公言している番組の秘書(アシスタントパーソナリティ)浜崎美保による始球式や、リスナー社員による両監督への花束贈呈、グラウンドキーパー参加などを行いました。

このような放送・アプリ・イベントが連携する活動を通じて、20代リスナーをコアとして獲得し、さらにその前後の世代にも波及的に共感のネットワークを広げてまいります。



【委員の意見および社側説明】

(「○」委員意見／「■」社側説明)

○結婚紹介サービス業は、テレビCMもやっていなかったのか？

■テレビを含めて電波媒体ではやっていなかった。

○クライアントとしては大きいのか？

■全体から行くとマーケットとしては大きくはないが、今まで電波媒体をやっていなかったもので、この先広がる可能性はある。個人情報の問題に派生しかねないので、慎重に対応したいと考えている。法整備や業界の自浄努力が進んでいる中、少子化を懸念した厚労省から、こういったサービスを多くの日本人の人に知らせるのは良いのではないかという後押しがあった。

○これまで、法に抵触するような事例があったのか？

■実態としては、業者の中には消費者センターに意見が入るようなところもあるので、まるまる OK とするわけではなく、認証を受けた信頼された企業に限り、審査をした上で対応するつもりである。

○最近健康志向が強いので、医療、医薬の分野もトラブルがあるのではないか？

■医薬品もそうだが、特に健康食品は薬事法の表現の問題がずっとあり、その辺りも非常に厳しく考査している。

議題3: 番組試聴 (約29分)

【番組名】 ピート・シーガー追悼特別番組『野に咲く花は、少女の胸に』

パーソナリティ:小室等

ゲスト:森山良子、ロバート・キャンベル

コメントゲスト:カタリナ・ヴィット

旧東ドイツシュターケン出身 フィギュアスケート選手

1984 サラエボ・1988 カルガリー オリンピック2大会連続金メダリスト

演奏:忌野清志郎(2003年熊野の森ライブより)

仲井戸麗市(2014年新宿ピットインライブより)

オデッタ・ホームズ(ヴィレッジ・ヴァンガードライブより)

スタジオ生演奏:小室等、森山良子、近藤等則

ピート・シーガー役:近藤等則

【放送日時】 2014年5月28日(水) 26:00～28:00 放送

【番組概要】

本日試聴いただくのは、今年1月27日に94歳で亡くなった、アメリカのフォークの神様、ピート・シーガー追悼番組です。

『花はどこへ行った』は、彼の代表曲として、ベトナム戦争に抗議する反戦歌となり、世界のあらゆる都市で歌われ、元々賛美歌だった「ウィ・シャル・オーバーカム(勝利を我らに)」は、60年代のアメリカ公民権運動を象徴する歌として、ボブ・ディラン、ジョン・バエズ、ピーター・ポール&マリー、ブルース・スプリングスティーンらに大きな影響を与えています。ピート・シーガーの時代は、メッセージ力を持つ音楽が若者を動かし、国のあり方にも大きな影響を及ぼしました。

私たちは、民謡や労働歌などで、常に弱い立場に寄り添い続けた彼の楽曲やコメントを振り返りながら、リスナーと一緒に、今一度、平和と音楽について考えました。

音楽や当時の音風景を通して、日米の現代史、とりわけ60年代を紐解いた2時間、今日は、その中から29分のダイジェストをお聴きいただきます。

尚、この番組は、平成26年日本民間放送連盟賞 ラジオ教養番組部門において、東京地区代表作品に選ばれました。最終選考の結果は、9月18日(木)に発表されます。東京地区審査会での審査員による講評の一部をご紹介します。

▼追悼番組の名を借りながら、痛烈な政治批判。地上波テレビではなかなかできない。1位になってよかった。

▼ピート・シーガーが世界中の人々に訴えかけてきた「平和な世界の実現」というテ

ーマを、日本のピート・シーガー的存在である小室等をナビゲーターとして、しっかりとした番組に仕上げたという印象。

▼ピート・シーガーのこんな意味の言葉が心に残った。「音楽は人々の心をポジティブに変えるものでなければならない、音楽は老人でも子どもでも人々の心をつないでいけるものでなければならない。」

これは音楽に限ったことではない。すべてに通じる普遍の真理をピート・シーガーが私たちに教えてくれ、それがひとつの番組になった気がした。カタリナ・ビッドに取材を入れるなど、素材集めにも力が入っており、エフエム東京らしさが十分に発揮された骨太の番組だと思う。

【委員の意見および社側説明】

(「○」委員意見／「■」社側説明)

○非常に懐かしく、番組の趣旨として良い番組だった。ただ最後に若者たちにインタビューしているが、全員が戦争のない世の中を、という意見だったので、日本は平和ボケしているのではないかと心配になった。安部総理の集団的自衛権についてのコメントを引き合いに出して、ここまで言ってしまったのはやりすぎではなかったか。

ピート・シーガーのことは詳しくは知らなかったので、改めて勉強させてもらった。近藤等則さんの BGM も良かったし、聴きごたえがあった。

○「小室等の音楽夜話」を聴いていたので、非常に懐かしかった。予定調和がなく、全く退屈しないで聴けた。ラジオが語りかけながら教えてくれる、自分が 10 代の頃のラジオ番組を聴いているようだった。やはり小室さんの語りが素晴らしい。質問も的確だし、「殺す」ではなく「殺める」という表現を使うなどの細かい言葉遣いでも、穏やかに平和を語っていた。ウクライナまで話を持っていくとは思わなかったし、細かい編集も上手いと感じた。ドラマ風のピート・シーガー役の語りの挿入も良かった。

○小室さんとある賞の選考委員を一緒にやっているが、穏やかだが頑固で骨のある方という印象がある。音楽にはいろんな側面があり、純粋な芸術という一方で、時として、戦意高揚のために政治利用されてしまうこともあるし、人を癒すこともあるが、今、忘れていている平和へのメッセージや、反体制のメッセージなどを持つものでもあることを再認識させられた。逆に言えば、その側面が今の音楽で弱くなっているということも分かった。今回の番組で、社会に関して一步踏み込んだ発言を音楽家の方がされているが、日本でそういった発言を堂々としているのは、年齢を重ねたある種の大御所に限られている印象がある。アーティストの方々が社会に対していろんな想いを持っているはずだが、スポンサーの関係などを気にされて、個人の名前を出すのは控えたいと

いう場合が多いように思う。日本社会が発言しなくても良い社会という証なのかもしれないが、番組内にあったカタリナ・ビットさんのインタビューのように、ご自分の思いがあるなら、見え方を警戒しすぎず、もう少し語れる雰囲気があっても良いのではないか。こういった番組が投げかけて、気づきや学びがあったり、共感したり反発を感じたりすると思うが、そのきっかけとして良かったと思う。

○ピート・シーガーはアメリカでは誰もが知る存在だと思うが、日本での知名度の低さを考えると、いきなり「ピート・シーガー追悼番組」というのは唐突だったのではないか。「フォークの父」など、タイトルの表現を工夫した方が良い。

自分自身は当時フォークには興味がなく、反戦運動をしている人も目についていたが、どちらかというところに違和感を覚えるノンポリだったので、この番組は複雑な思いで聴いていた。この番組で何を伝えたいのかと思って聴いていたが、この特殊な時代を若い人に伝えたいのか、団塊世代を泣かせたいのか、どういうふうを受け止めていいかわからなかった。

■企画段階でピート・シーガーについて若者に話を聞いたところ、7:3の割合で、7割は知らなかったが、3割が親の影響で知っており、親子で二世代に渡り聴くコンテンツなのだったと思った。そこで、団塊世代と団塊ジュニア、さらにその下という世代を意識して作ったが、放送後、大学の先生から、教材にしたいという申し出もいただいた。「知る」ということの大事さと、ちょうど憲法解釈の話で揺れていた時期だったこともあり、音楽局としてきちんと放送しなければという想いでやった。

○若者のインタビューを使って、集団的自衛権の重い話を結構ざらりとやって、戦争反対という話になっていた点に抵抗があった。

○若者のインタビューは、戦争に反対する意見ばかりだったが、それは恣意的に拾ったのか？

■大学のキャンパスなどで訊いたが、もともと集団的自衛権の行使に肯定的な意見を述べた人が少なかった。その中で、放送への採用は恣意的に行った。

○若者の意見の拾い方もうまかったと思うが、その声を受けて、小室さんが「ここで聞く限りには」と注釈をつけていたところに、彼のラジオパーソナリティ、東ね役としてのバランス感覚の素晴らしさを感じた。

○難しい問題に挑戦した前向きな企画だったと思う。

5. 放送番組審議会の内容について

審議会の意見は、放送番組審議会事務局から各担当部長に伝達した。

6. 公表

議事内容を以下の方法で公表した。

- ① 放送:番組「SPO☆LOVE」
9月27日(土)5:00～7:00放送
- ② 書面:TOKYO FM サービスセンターに据え置き
- ③ インターネット:TOKYO FM ホームページ内 <http://www.tfm.co.jp>

7. その他

次回の放送番組審議会を、10月7日(火)に開催することを決めた。

以上

民放連放送基準変更にもなう、「条文」対照表

2014年11月1日施行

民放連基準 現	民放連基準 新	TOKYO FM基準 現	TOKYO FM基準 新
<p>第14章 広告の取り扱い</p> <p>109条 私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。</p>	<p>第14章 広告の取り扱い</p> <p>109条 人権侵害や差別の助長につながるかたちで、個人情報を調査・収集・利用するものは取り扱わない。</p>	<p>11章 広告の取り扱い</p> <p>70条 私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。</p>	<p>11章 広告の取り扱い</p> <p>70条 人権侵害や差別の助長につながるかたちで、個人情報を調査・収集・利用するものは取り扱わない。</p>
<p>第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告</p> <p>128条 医療・医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。</p>	<p>第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告</p> <p>128条 医療・医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。</p>	<p>13章 医療、医薬品、化粧品などの広告</p> <p>84条 医療、医薬品、医療器具、化粧品、いわゆる健康食品などの広告で医師法、医療法、薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。</p>	<p>13章 医療、医薬品、化粧品などの広告</p> <p>84条 医療、医薬品・医薬部外品、医療機器、化粧品、いわゆる健康食品などの広告で医師法、医療法、薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。</p>
<p>134条 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品を推薦する広告は取り扱わない。</p>	<p>134条 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品を推薦する広告は取り扱わない。</p>	<p>90条 医師、薬剤師、美容師などが医薬品、医薬部外品、化粧品を推薦する広告は取り扱わない。</p>	<p>90条 医師、薬剤師、美容師などが医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品を推薦する広告は取り扱わない。</p>
<p>第17章 金融・不動産の広告</p> <p>138条 消費者金融のCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。</p>	<p>第17章 金融・不動産の広告</p> <p>138条 個人向け無担保ローンのCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。</p>	<p>14章 金融・不動産の広告</p> <p>94条 消費者金融のCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分配慮しなければならない。</p>	<p>14章 金融・不動産の広告</p> <p>94条 個人向け無担保ローンのCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分配慮しなければならない。</p>
<p>141条 宅地建物取引業法、建設業法により、登録された業者以外の広告は取り扱わない。</p>	<p>141条 宅地建物取引業法、建設業法により、免許・許可を受けた業者以外の広告は取り扱わない。</p>	<p>96条 宅地建物取引業法、建設業法により、正規に登録された業者以外の広告は取り扱わない。</p>	<p>96条 宅地建物取引業法、建設業法により、正規に免許・許可を受けた業者以外の広告は取り扱わない。</p>